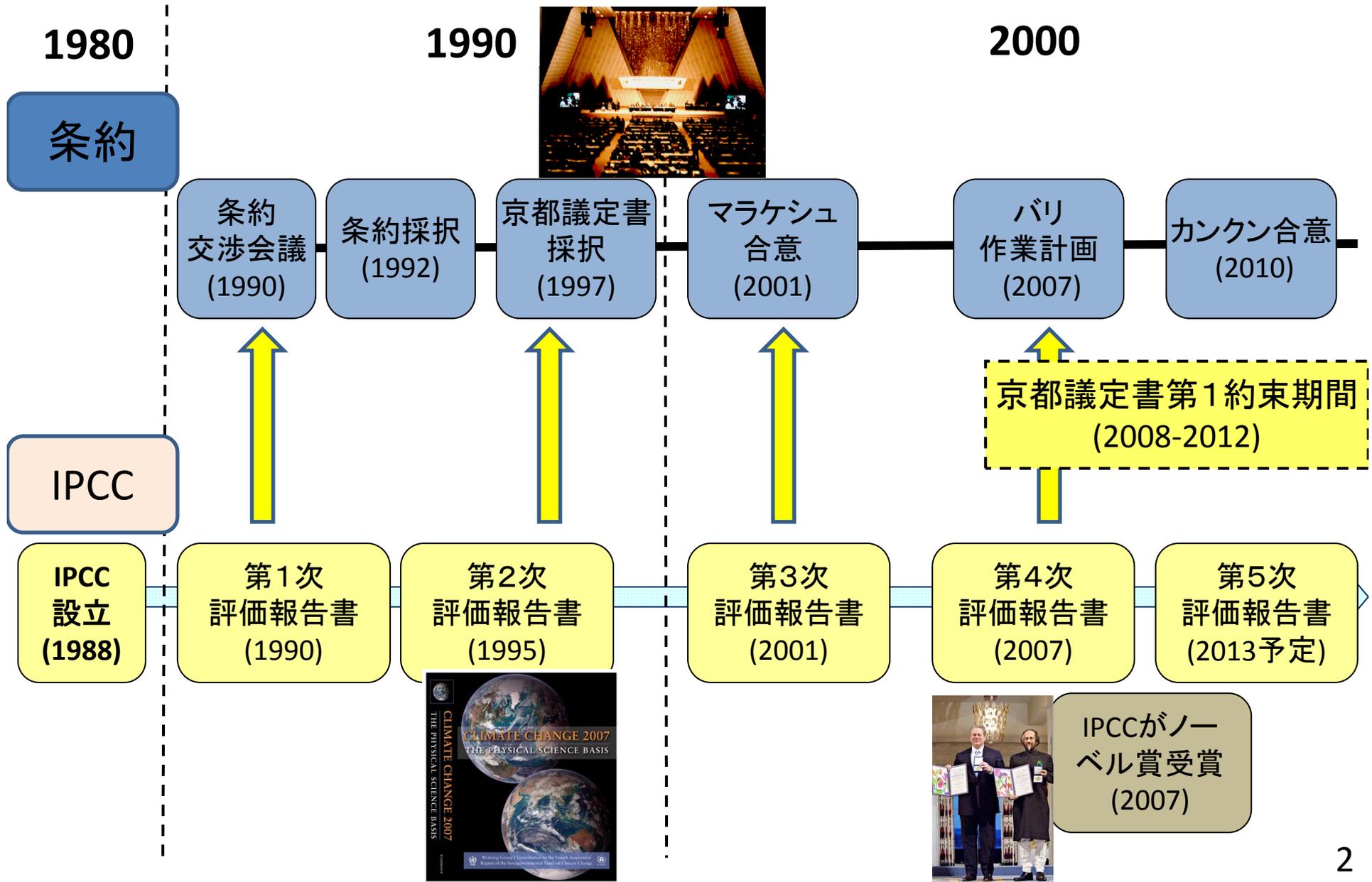


地球温暖化対策の最近の状況について

平成23年1月 地球環境局

国際交渉の流れ



鳩山元総理の国連総会でのスピーチ（2009年9月）

削減目標

- 中期目標について、科学が要請する水準に基づくものとして、**1990年比で言えば2020年までに25%削減**を目指す。国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指す。
- 我が国だけが**高い目標を掲げても気候変動を止めることはできない**。世界の**全ての主要国による、公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築**が不可決。**すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意**が、我が国の国際社会への約束の「前提」。

途上国支援

- 脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、**大変大きな額の資金が必要**。わが国は、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的支援を行う。途上国への支援について、**「鳩山イニシアティブ」**として国際社会に問うていきたい。

コペンハーゲン合意 (COP15, 2009年12月)

○日程:12月7日(月)~19日(土)

(閣僚級会合:12/16~18 首脳級:12/18)

○場所:デンマーク・コペンハーゲン

○参加者:119カ国の首脳、締約国約193カ国、国際機関、オブザーバー等約4万人程度が参加

日本からは、鳩山総理、小沢環境大臣ら約200名が参加

○成果:

首脳級の協議を経て、コペンハーゲン合意に留意することを決定

- ・先進国・途上国双方の削減目標リスト化
- ・途上国支援策(資金支援など)



COP16の概要

○日程:2010年11月29日(月)~12月11日(土)

(公式閣僚級会合:12月7日~11日)

○場所:メキシコ・カンクン

○参加者:194カ国、国際機関、オブザーバー等2万人。日本からは、松本環境大臣ら100名以上が交渉団として参加



写真:
IISD

カンクンで合意された決定

カンクンでの合意は、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられ、我が国の目指す次期枠組みの基盤となるもの。

先進国の削減目標

- コペンハーゲン合意に基づき提出した削減目標を記載した文書を作成
- 実施に関するMRV(測定・報告・検証)に関するガイドラインを強化
- AWG-KPでの議論を継続

途上国の削減行動

- コペンハーゲン合意に基づき提出した削減行動を記載した文書を作成
- 支援を求める行動と支援とのマッチングを図る登録簿を設立
- MRV(測定・報告・検証)や国際的な協議及び分析(ICA)を規定

途上国支援

- 新たな基金の設立
- 適応対策を推進するための「カンクン適応枠組み」の設立
- 森林の減少・劣化に起因するCO2の排出削減に合意
- 技術委員会など技術移転メカニズムの構築

途上国のいうバランス

先進国のいうバランス

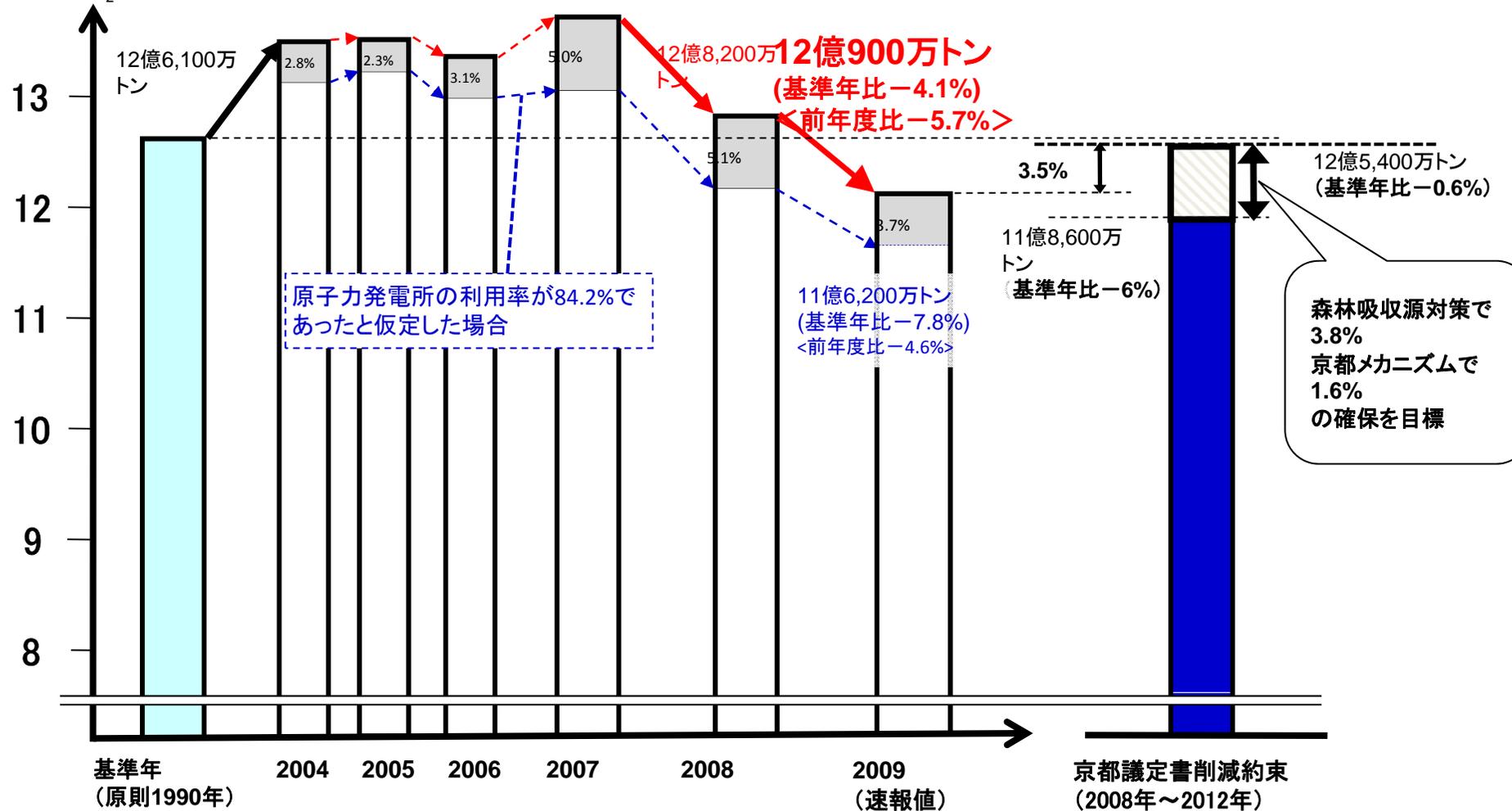
COP17に向けて

- カンクンでの合意は、すべての主要国が参加する枠組みへの重要な一歩。今後、新たな法的文書につなげていくことが必要。
- 途上国における削減行動を促すため、先進国が排出削減を実績で示すこと、すなわち、京都議定書第一約束期間の目標達成が必要。
- 「途上国の緩和・MRV(測定・報告・検証)制度」について、詳細ルールの検討と並行して、途上国への支援を行い、円滑な実施を促進。
- 日本は、米国と欧州、先進国と途上国の「架け橋」になれる存在。今後も国際交渉の進展に貢献。

我が国の温室効果ガス排出量

2009年度における我が国の排出量は、基準年比 -4.1%、前年度比 -5.7%。
 (原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、基準年比 -7.8%)

排出量
 (億トンCO₂換算)



地球温暖化対策基本法案の概要(平成22年10月8日閣議決定)

法律の必要性

- 地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

法案の概要

目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標: 公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
 - 国際的協調の下の積極的な推進
 - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
 - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
 - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る等

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

➤ 原子力に係る施策

➤ 地球温暖化への適応

等

地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(概要)

～環境大臣 小沢鋭仁 試案～

【中長期ロードマップで伝えたいこと】

- ① 地球と日本の環境を守るためには、温暖化対策は喫緊の課題。2020年に25%削減、2050年に80%削減を実現するための対策・施策の道筋を提示。
- ② エコ投資を進め、低炭素生活スタイル(エコスタイル)を実践することにより、我慢ではなく快適で豊かな暮らしを実現することが可能。中長期目標の達成のためには、「チャレンジ25」を通じた、国民一人ひとりの取組が重要。
- ③ 温暖化対策は負担のみに着目するのではなく、新たな成長の柱と考えることが重要。低炭素社会構築のための投資は市場・雇用の創出につながるほか、地域の活性化、エネルギー安全保障の確保といったさまざまな便益をもたらす。

社会の具体的なイメージ① ～日々の暮らし～

日々の暮らし ～ゼロエミ住宅・建築の普及～

(主な施策)

- ・躯体(建物)と、家電等の消費機器、太陽光などの創エネ機器を統合した**ゼロエミ基準策定**
- ・省エネ基準・ゼロエミ基準の**達成義務化**
- ・新築・既築改修促進のための**税制等**
- ・**ラベリング制度と環境性能表示**の義務化
- ・**住宅・GHG診断士**によるゼロエミ化サポート
- ・住宅性能の**見える化と削減量に応じたインセンティブ**付与の仕掛けづくり

(主な対策)

- ・住宅・建築物の断熱性能の向上(新築100%、既築10～50万戸)
- ・省エネ型の空調、給湯器、照明、家電製品等の導入・更新(給湯器:2,900～3,800万台など)
- ・太陽光発電の普及(650～1,000万世帯)

日々の暮らし ～鉄道・船舶・航空の低炭素化～

(主な施策)

- ・省エネ型の**鉄道車両・船舶(エコシップ)・航空機(エコプレーン)**の導入促進
- ・**低炭素燃料**の導入促進
- ・荷主が低CO2輸送業者を選ぶ仕組み

(主な対策)

- ・鉄道車両、船舶、航空機のエネルギー効率を2005年比でそれぞれ最大10%、20%、24%改善

日々の暮らし ～環境対応車(自動車)市場～

(主な施策)

- ・CO2排出量等に応じた**税の重課・軽課**
- ・**燃費基準**の段階的強化
- ・**E10対応車**の認証
- ・**ハイブリッド・電気自動車**の導入促進
- ・**高性能電池、次世代電池**の開発
- ・**エコドライブ、カーシェアリング**の促進

(主な対策)

- ・次世代自動車の普及(最大で新車販売の2台に1台)や従来車の燃費改善により、2005年比で50～75%の燃費向上

社会の具体的なイメージ② ～地域とものづくり～

地域づくり～歩いて暮らせる地域づくり～

(主な施策)

- ・全自治体で**低炭素地域づくり実行計画**を策定
- ・居住・就業・商業の**駅勢圏・徒歩圏への集約化**
- ・**LRT・BRT**の延伸や計画路線の早期着工
- ・**歩道・自転車**の走行空間の整備 ・**公共交通の利用**を市民に促す仕掛けづくり
- ・**都市未利用熱**を逃さずに最大限活用
- ・地域の**自然資本**を活かす**低炭素街区**の整備
- ・**物流・地域間旅客交通**の低炭素化

(主な対策)

- ・旅客一人当たり自動車走行量の1割削減
- ・未利用熱の利用量100万t-CO2分

地域づくり～農山漁村地域のゼロカーボン化～

(主な施策)

- ・全地域で**ゼロカーボン地域計画**を策定し達成
- ・建築物等への**木材利用促進**、**バイオマス**資源の利用促進、森林・農地等の**吸収源の活用**
- ・**地域エネルギービジネスモデル**の全国展開

(主な対策)

- ・年間55万ha程度の間伐等

ものづくり～低炭素ものづくりの世界展開～

(主な施策)

- ・**排出削減をする企業が報われる市場**づくり
- ・排出削減をする企業を**金融面で支える環境**づくり
- ・有価証券報告書等を通じた**情報開示促進**
- ・**ライフサイクル排出量**を評価する**算定報告公表制度**
- ・**中小企業GHG診断士制度**による取組サポート
- ・**革新的技術**の開発支援
- ・低炭素ものづくりの**担い手育成**
- ・**脱フロン徹底**(代替フロン等3ガス排出抑制等)

(主な対策)

- ・次世代コークス炉を更新時に建設することにより、現状の1基から2020年に6基とするなど、更新時にはすべて世界最先端の技術を導入
- ・エネルギー消費を3～4割減(2050年)

※目標年について記載のないものは、2020年までの中期的な目標

社会の具体的なイメージ③ ～エネルギーと基幹的システム～

エネルギー供給～低炭素社会を見据えた次世代のエネルギー供給～

(主な施策)

- ・事業投資を促す水準(内部収益率8%以上など)での固定価格買取制度、熱のグリーン証書化
- ・事業リスクや初期負担を低減し、再生可能エネルギー普及を目指す企業や地域を育成
- ・再生可能エネルギーの導入義務化、普及段階に応じた社会システムの変革
- ・再生可能エネルギー大量導入に耐えられる系統連系・貯蔵システムの強化、スマートグリッドの整備
- ・燃料転換、高効率火力発電技術による火力発電の低炭素化、安全の確保を大前提とした原子力発電の利用拡大

(主な対策)

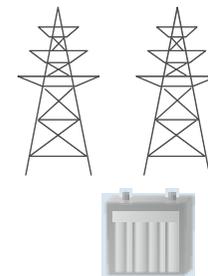
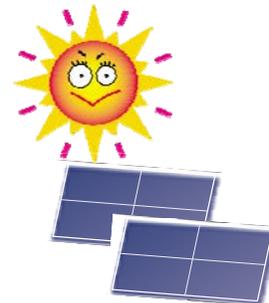
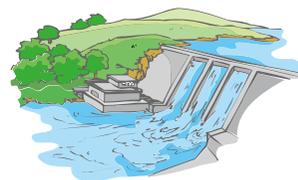
- ・再生可能エネルギーの割合を10%以上に(2020年)、スマートグリッド普及率100%(2030年)
- ・太陽光発電(住宅以外)最大2,560万kW導入
- ・風力発電最大1,131万kW導入
- ・CCS回収量最大440万t-CO₂
- ・原子力発電の新增設(9基)と稼働率の向上(85%)

低炭素社会構築のための基幹的な社会システム

(主な施策)

- ・国内排出量取引制度、地球温暖化対策税

※目標年について記載のないものは、2020年までの中期的な目標



地球温暖化対策の主要3施策に関する政府の方針

地球温暖化対策の主要3施策について(抄)

(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)

(グリーン・イノベーションによる地球温暖化問題の解決)

この(世界の信頼を得て国際交渉を行うためには国内対策を強力に推進することが必要であり、国民各層の理解と協力を得ながら高いレベルで地球温暖化問題を解決するモデルを世界に先駆けて打ち立てていく。)ためには、内外の状況変化に応じて柔軟かつ戦略的に、関連する政策を再構築しながら、我が国の持つ世界最高水準の環境・エネルギー技術を強化し、グリーン・イノベーションを加速することが鍵になる。技術革新こそ「環境・エネルギー・成長に関する勝利の方程式の解」であり、こうした基本認識の下、主要3施策を含む地球温暖化対策を、今後、以下のとおり展開する。

○地球温暖化対策のための税の導入

広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とする。

○再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度

今後、平成24年度からの制度導入を目途として、国民各層との十分な対話を行いながら検討を進める。また、制度導入後も柔軟に見直しを行う。

○国内排出量取引制度

我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。

○地球温暖化問題解決に向けたグリーン・イノベーション加速のための総合戦略

(地球温暖化に関する多様な政策の有機的連携) (各主体の積極的取組の促進)

(総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定) (森林吸収源対策)

排出量取引制度とは

■ 公平で透明なルールの下、排出量に限度(キャップ)を設定し、削減の取組を確実に担保する。

- ・個々の企業に排出枠(温室効果ガス排出量の限度:キャップ)を設定し、排出削減の確実な実施を担保する。
- ・中長期的な排出削減に向け、努力した者が報われる公平で透明なルールを構築。

■ 排出枠の取引等を認め、柔軟性ある義務履行を可能とする。

- ・事業者に対し、義務の履行手段として、自分に適した削減手法を選んで自ら削減する方法だけでなく、排出枠の取引等により履行する方法も選べることとし、履行手段の多様性、柔軟性を高めている。
- ・排出枠の取引により、景気動向等に応じた活動量の変化にも対応可能。

■ 炭素への価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進する。

- ・費用の少ない排出削減の取組が効率的に選択され、社会全体として効率的な排出削減が行われる。
- ・より効率的な排出削減技術、低炭素型製品の需要も高まり、低炭素型の技術・製品の開発が促される。

● 排出枠の設定と取引のイメージ

